

市報



いしおか

市の人口 (1月1日現在)

		前月比
世帯数	11,422世帯	32世帯増
人口男	21,255人	43人増
女	22,197人	73人増
計	43,452人	116人増

迎春



豊かで
住みよい石岡を

めざして

泉町西子ども会

—238—

1

1975

親と子の和を
大切にします



昭和50年の

初春を迎えて



豊かで住みよい

まちづくりを目指して

市長 鬼沢賢造

市民のみなさま、明けましておめでとございます。

石油危機に明け、インフレと不況に暮れた昨年につづき、今年も厳しい年になりそうですが、どうかみなさま、明るい希望を持ち、お互いに頑張り、励げまし合ってよい年にいたしましょう。

昨年は、当市も国体、新庁舎落成、市制二十周年等の大きな仕事

で大層忙しい年でありましたが、市民のみなさまのご協力により無事完了することができましたことを深く感謝申し上げます。

本年は、柏原工業団地を一つの核として、大きく飛躍しようとする石岡市にとりまして、非常に大切な年であり、そして又大層難しい年でもあります。

現在、市の人口は急増の傾向に

ありますが、大きな石岡になるために必要な仕事が増え、山積しており、苦しい引き締め財政の中で一つ一つ問題の解決を計って行かなければなりません。

たとえば、道路交通網の整備、新しい住宅地の開発、下水道事業の着工、生徒急増に伴う小学校新設等、いづれも急を要する問題であり、しかも難しい仕事ばかりであります。

今日まで、みなさまのご支援をいただいて道路舗装、駅前広場の整備、永久校舎、体育館、プールなど学校施設の整備、竜神山自然の村建設、市営墓地の造成、母子世帯、老人世帯用住宅の建設、ごみ処理場の着工、土地改良事業の

推進、柏原工業団地の企業導入、工業団地パイパス(村上六軒線)新設工事の着手等々、数多くの事業がほぼ順調に進んでまいりましたが、これから先、前述のような一層大きな仕事に対処してゆかなければなりません。

幸い、新庁舎ができて仕事の能率も向上致しておりますので、今後、更に決意を新たに、一層の努力を傾ける所存であります。年頭にあたり、市民のみなさまの一層のご多幸をお祈り申し上げます。まして、ごあいさつと致します。



市政に理解と関心を

市議会議長

前島雅光

昭和五十年の新春おめでとございます。

何か今年は五十年という、一つの区切りと、そして新しい出発点の様な気がして、いつもの正月と違った気分がいたします。

皆様良い年でありますようお願い申し上げます。

昨年は、当市にとりまして歴史的な市制二十周年行事、新庁舎の竣工、第二十九回国体バトミント

ン競技開催等それぞれ市民各位の多大のご理解とご協力により、成功裡に終了いたしましたことを心から市議会の立場から御礼を申し上げます。

一方道路の年でもありました。

常磐高速自動車道、六号バイパス高浜県道の付替えの問題、村上六軒線等市民の重大な関心と議論をよび新しい局面を迎え、今後当市にとりまして極めて重要な課題

になるわけでございます。

一九七五年もご周知の通り引続き総需要抑制策として経済成長ゼロも常識化されようとして居り、またスタグレーションの同時進行という現象が私共の日常生活そして自治体にも一層厳しさを加えてくる事は必至であります。

この様な情勢の中で自治体も一段と事務分量の増大、更には住民の諸々の公共的事業の要請の増嵩

等を思考いたします時、重要案件の解決を早期に処置する努力がなお一層要求されると痛感いたします。特に私は、市民の皆様にお願います事は「市政に対する理解と関心を」強めていただくことが、今日最も市政の進展に大切な事だと信じます。

市議会と致しましては石岡市民であることに誇りと喜びを感じる市政づくりに、常に新しい変化に適応した先導的役割を果し、市民各位とともに最大の努力を傾注する決意を新たにしますものであります。年頭にあたり市民の皆様のご多幸と御指導をお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

石 岡 市 民 憲 章

わたくしたちは、愛する石岡市をさらに美しく豊かなまちにしようとの願いをこめて、この市民憲章を定めます。

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。

1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。

1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。

1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。

1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。



市議会第四回定例会

昭和四十八年度の

決算認定など

二十四議案を審議

昭和四十九年市議会第四回定例会は、新庁舎議場において連日多くの傍聴者のみなさんの見守る中で十二月十日から二十三日までの十四日間にわたり開かれ、昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算認定他二十三議案が提出され、慎重に審議されました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市税条例の全部を

改正する条例を制定

改正の理由として、地方税法の一部改正が毎年度毎に実施され、これに加えて複雑化しており、改正作業に大きな手数がかかるため、準則にあわせて改正するものであり、一部分の条文については現行条例を改正した。

改正要綱は次のとおりです。

(一)、条文を準則の条文とあわせて税率の別表を条文内に入れたこと。

(二)、条文の一部を整備したこと。

(三)、前納報償金について支払い限度額を十万円とし、算出金額が百円未満のときは、これを交付しないこととしたこと。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

第七十二回国会において、地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正が行われました。

改正の要綱は次のとおりです。

(一)、遺族補償年金の前払い一時金の額を現在の一律補償基礎の四百倍から、二百倍、四百倍、六百倍、八百倍、一千倍の五分区別としたこと。

(二)、遺族補償年金の前払い請求で現在、最初の支払いに先だって請求があった場合に前払い一時金を支給するとしているのを、遺族補償年金の受給後であっても、一定期間内であれば前払い

一時金の請求を認めることとしたこと。

市民憲章を制定

市民のみならず、ひとりひとりが地域社会の責任と日常生活に豊かさと、さらに一層の意欲を目指すために市制二十周年を記念してここに市民憲章を制定しました。

行政財産の使用料徴収条例

を制定

行政財産の適正な管理を行うため、地方自治法の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における、使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関する必要な事項を定めたものです。

条例の内容は次のとおり

- 一、使用料の基準となる評価額
- 二、評価の特例
- 三、使用料及び加算金
- 四、土地使用料算定基準及び建物使用料算定基準
- 五、使用料の納付義務者及び納付
- 六、使用料等の減免
- 七、その他過料及び委任等

国民健康保険条例の

一部を改正

国による、高額療養費補助対象市町村認定による高額医療制度の

実施にとまない、従来の妊産婦医療手当支給制度と重複する支給制度となつたため、これを妊産婦医療手当金等任意給付を優先して給付するよう改正したものです。

市職員の給与に関する

条例の一部を改正

国の一般職の職員の給与に関する法律の改正案が十二月三日、閣議決定をみたので、これに準じて改正しました。

市公告式条例の一部を改正

市役所庁舎移転に伴い、掲示場の位置を石岡市大字石岡三、一六五番地の二(旧石岡市大字石岡四一〇番地の十一)に変更したことと、その他実状にあわせて条文の整備を図りました。

固定資産評価審査委員会の

委員に次の方々を

任命しました。

- | | |
|--------------|--------------|
| 山口 三 緒 氏 | 山 口 三 緒 氏 |
| 石岡市大字三村三、七五六 | 石岡市大字三村三、七五六 |
| 池 田 敏 男 氏 | 池 田 敏 男 氏 |
| 石岡市大字石岡七、九二四 | 石岡市大字石岡七、九二四 |
| 笹 目 嘉 一 氏 | 笹 目 嘉 一 氏 |
| 石岡市大字高浜七九二 | 石岡市大字高浜七九二 |
| 佐 藤 栄 氏 | 佐 藤 栄 氏 |
| 石岡市大字石岡四八一の十 | 石岡市大字石岡四八一の十 |

字の区域及び名称の変更

昭和四十七年、四十八年に関川農業協同組合が実施した水田転換特別対策事業に伴い、換地処分をする必要があるために大字・字の区域及び名称を次のように変更しました。

石岡市大字石川字池下、富士山下のそれぞれの区域の全部並びに石岡市大字石川字ガキ塚、中台堀之内、海老坪入、八幡、八幡原勾当、勾当北垂の一部並びに石岡市大字三村字館塚の一部並びに区域内の道路、水路を石岡市大字石川字関川に変更した。

市福祉事務所設置条例の

一部を改正

新庁舎建設移転に伴い、福祉事務所設置条例の一部を改正し、福祉事務所の位置を石岡市大字石岡三、一六五番地の二(旧石岡市大字石岡四〇八番地)に改めました。

茨城県市町村

総合事務組合を設立

この組合は、地方自治法第二百八十五条の規定に基づき、茨城県内の市町村の事務の一部(五つの組合)①茨城県市町村消防団員等公務災害補償組合②茨城県市町村職員退職手当組合③茨城県民交通災害共済組合④茨城県市町村非常

勤職員公務災害補償組合⑤茨城県自治会館管理組合を一本化して共同処理することによって、市町村行政の効率的な運営を図ることを目的として設立するものです。

組合で共同処理される事務
一、常勤の職員に対する退職手当の支給。

二、住民の交通災害共済事業
三、次に掲げる災害に対する補償

ア、消防組織法第十五条の七第一項に規定する非常勤消防団員の公務上の災害。

イ、消防法に規定する消防に協力援助した者の災害。

ウ、水防法に規定する水防団長及び水防団員の公務上の災害。

エ、水防法に規定する水防に従事した者の災害。

オ、災害対策基本法に規定する応急措置に従事した者の災害。

四、消防職員及び消防団員の賞給、つ金の支給。

五、非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償等。

組合事務所は、水戸市三の九一丁目四番五十号

茨城県自治会館内に置きます。

昭和四十八年度の

決算を認定

一般会計

昭和四十八年度決算における歳入歳出予算額は二十七億七千六百六十九万八千円で、歳入の決算額

は二十七億七千四百六十五万五千円（予算に対する収入割合は九十九・九パーセント）、前年度九十九・三パーセント）、歳出の決算額は二十六億二千四百四十五万五千円（予算に対する支出割合は九十四・五パーセント）、前年度九十四・七パーセント）となり、歳入に対して歳出の割合は九十四・六パーセントを示しています。これにより歳入歳出差引額は一億四千九百六十一万一千円（うち継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額にかかる翌年度へ繰越すべき財源一千八百五十一万二千円）となりこれを翌年度へ繰越すことになりました。

前年度との比較をみますと予算額は六億七千五百八十八万六千円の増（三十二・二パーセント）となり、決算額の歳入では六億八千七百七十二万三千円の増（三十三・三パーセント）歳出では六億三千四百五十万二千円の増（三十一・九パーセント）となります。

本年度の予算執行にあたっては経費の効率化を考慮し、運用を図った結果、昨年度に引き続き本年度も実質黒字決算となりました。

特別会計
有線放送電話事業は、歳入三百二十七万四千円、歳出は歳入額と同額となり歳入歳出差引額はありませぬ。なお本事業は、当該地域のみなさまのご理解とご協力により、本年度をもって終了することになりました。

昭和四十九年度の

一般会計補正予算

（第四号）

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ一億一千三百九十二万二千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ三億四千三百九十六万五千円となりました。

この補正予算の主な内容を見ると歳入は、国庫支出金一千六百六十九万一千円、県支出金二百七十一万一千円、諸収入二千九百八十九万九千円、市債三百三十万、地方交付税三千二百四十万、分担金及び負担金四百二十九万、繰越金二千四百五十一万などとなり、歳出は、総務費で新庁舎管理費等に四百七十五万七千円、旧庁舎及び武徳殿解体工事費二百三十万、国体実行委員会補助金二百五十三万一千円、民生費で老人保護措置費六百七十四万八千円、児童手当二百三十五万三千円、生活保護費一千二百二十九万四千円、衛生費で、三村ごみ捨場の汚水処理施設工事等に二百七十万、労働費で、中小企業勤労福祉施設整備資金貸付金三百万円、農林業費で園部川右岸土地改良等調査委託料四百四十万四千円、仲丸及び八幡原農道事業費七百十六万五千円、第二次農業構造改善事業補助金二百一十二万二千円、土木費で道路補修用材料費五百万円、一高六号国道線改良工事費六百八十七万二千円、愛宕下根当線舗装工事費二百二十七万七千円、教育費で石岡小学校交通トレーニングコース工事費八十九万四千円、三村小学校渡廊下工事費四百五十万、石岡中学校排水工事費二百三十万、公民館建設補助金八十五万、給食センター賄材材料費二千九百六十二万五千円などがそれぞれ計上されました。

なお、園部川流域土地改良事業については昭和四十八年度から調査が進められており、今回補正された三百二十二万円は流量調査、地形図作製、面積測量等の経費として計上されました。又工事着工は昭和五十一年で完成は昭和五十五年の予定で、さらに恋瀬川流域土地改良事業についても、現在流量、地形測量が実施されており改良工事の着工は昭和五十一年から完了予定は昭和五十五年となっております。

昭和四十九年度

一般会計補正予算

（第五号）

こんど追加された一般会計の補正予算は、二億四千一百十万円で、昭和四十九年度の一般会計の歳入歳出予算総額は三十二億八千五百五十万五千円となりました。

この補正予算の内容は、歳入で市税一億九千八百十万円（市民税一億八千十万円、固定資産税五千万円、特別土地保有税四千万円）地方交付税四千三百万円などとなり、歳出は、給与改正による職員の人件費所要経費として二億二千四百九十九万円、特別報酬等未措置分所要額一千二百四十三万二千円、職員互助会交付金六百六十九万円、授産所特別会計の給与改正財源に充てるため同会計への繰入金四十八万八千円を追加計上したものです。

住民税(市・県民税)申告相談日程表 (AM 9:30~PM 4:00)

月日	地 区	会 場	月日	地 区	会 場
2.17 (月)	碁 石 沢	碁石沢公民館	2.28 (金)	小 井 戸	小井戸公民館
	栄 松	山田光三様宅		東 大 橋	酒葉重雄様宅
2.18 (火)	半 ノ 木	半ノ木公民館	3.1 (土)	坂井戸・御前山・羽成子	羽成子公民館
	根 当	石上忠一様宅		大 塚 ・ 正 月 平	下村 武様宅
2.19 (水)	姥 橋 ・ 筑 内	姥橋公民館	3.3 (月)	大 原	星野 勇様宅
	正 上 内	正上内集荷所		水 内 ・ 八 幡	三城祐男様宅
2.20 (木)	荒 金	荒金公民館	3.4 (火)	後久保・新生・城構内 今泉・古道・吹上 諸士久保・長見寿	三 村 公 民 館
	行 里 川	行里川公民館	3.5 (水)	坂井戸・台石川・仲丸	関 川 公 民 館
2.21 (金)	村 上	村上公民館	3.6 (木)	井関・代田・仲郷	盛 賢 寺
	大 砂	小松崎義男様宅		八 木	八木公民館
2.22 (土)	鹿 ノ 子	飯田浩作様宅	3.7 (金)	三 村	三 村 公 民 館
	谷 向	小野政雄様宅		旧 関 川	関 川 公 民 館
2.24 (月)	田島・茨木・貝地	田島公民館	3.8 (土)	染 谷	染 谷 公 民 館
	宮 部	不 動 院		東 大 橋	酒葉重雄様宅
2.25 (火)	染 谷	染谷公民館			
2.26 (水)	高 浜	高浜公民館			
	東 田 中	川口 稔様宅			
2.27 (木)	中 津 川	中津川公民館			
	北 根 本	北根本公民館			

住民税の申告

日程がきまりました

住民税の相談、申告取りまとめ
日程が次のようにきまりましたの
で、申告は忘れずに期間にしまし

よう。
申告に必要なもの
印鑑、雑損、医療、社会保険

※ 生命保険料控除証明書等。
市街地の方々は………
市役所市民税係(一階五番窓口)
で、三月十五日まで受付いたし
ます。
―関連記事は八ページに――

商品には

単位価格表示を

(ユニットプライシング)

最近、ユニットプライシングと
いう言葉がよく聞かれますが、こ
のユニットプライシングとは、消
費者のみなさんが、商品の比較選
択を可能にするために、店頭販売
価格と合わせて、単位量目当たり
価格(たとえば、十グラム当たり
〇〇円)を表示することをいま
す。

ユニットプライシングの利点

- ① 正しい計量が徹底される。
- ② 値段の高い安いがすぐにわかる。
- ③ 容器の大きさにだまされない。
- ④ 売値を変えないで、量目を減らすような巧妙な値上げを簡単に発見できます。

1975年 農業センサス

調査へのご協力をお願い

● 2月1日には、全国いっせいに農業センサスが行われます。

この農業センサスは、「農業に関する国勢調査」ともいうべき最も基本的かつ総合的な統計調査で昭和25年以来5年ごとに実施されているものです。

調査は、すべての農家を対象に行われます。
—この調査の結果は、村づくりの基礎となることはもちろん、県なり国なりでいろいろの施策、特に、農業を発展させるための施策を進める上で、最も基礎的な資料となるものですので、ぜひご協力をお願いいたします。

昭和49年12月1日から下記のみなさまが新しい民生委員
(児童委員を兼ねる)になりました。

“民生委員は あなたのアドバイザー”

市民のみなさん、困りごと、心配ごとがありましたら、どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。

例えば、家族問題、住居、健康、仕事、事故や災害、生活費、年金

保険、生活環境についてその他どんなことでも相談に応じます。

番号	委員名	TEL	住所	番号	委員名	TEL	住所
1	小松崎 照 司	2-2013	香 丸	29	海老沢 良 之	3-0094	大 谷 津
2	長谷川 貞 一	2-2269	大 小 路	30	佐 賀 泰 子	2-6283	東大橋に平谷津
3	山 崎 辰 雄	2-2568	泉 町	31	根 本 良 尚	2-3090	東 田 中
4	中 島 庄 助	2-3710	〃	32	岩 堀 隆 子	3-0393	外 野
5	袖 山 静 子	3-1035	〃	33	塚 田 静 江	2-5402	東 町
6	家 田 太兵衛	2-3120	国 分 町	34	久保田 将 雄	3-4689	村 上
7	小 島 雅 夫	2-5824	〃	35	鈴 木 友 春	3-4331	半 の 木
8	石 川 重 知	2-3141	〃	36	栗 林 喜恵子	2-6041	正 上 内
9	鈴 木 静 枝	2-3263	北 の 谷	37	柴 タ エ	2-6585	行 里 川
10	小 沼 ま つ	2-3685	青 木 町	38	額 賀 貞 男	3-0099	根 当
11	宮 本 晴之助	2-2722	仲 町	39	比 氣 政 一	3-1434	染 谷 子
12	山 口 竹 雄	2-6747	山 王 台	40	小 野 君 代	3-4837	鹿 の 浜
13	木 村 竹 次	3-0113	金 丸 6	41	杉 下 て つ	2-3645	高 浜 根
14	木 村 五久子	2-2090	金 丸 9	42	小松崎 清	3-0312	高浜北根本
15	横 田 久子	2-3840	金 丸 9	43	木 村 か つ	2-3279	東 田 中
16	鶴 巻 悌	2-4007	木 之 地	44	松 塚 武之丞	3-3005	中 津 川
17	飯 村 久 子	2-2476	元 真 地	45	大 山 要 蔵	3-4188	東 中 橋
18	仲 田 周 教	2-3477	若 松 2	46	井 坂 栄	小川局3022	小 井 戸
19	石 崎 貞 次	3-0362	若 松	47	浅 野 近	2-7164	三 地
20	前 沢 義 久	3-0913	若 松 15	48	前 島 と く	2-5937	三 村 水 内
21	白 幡 勝 雄	2-4044	若 松	49	斎 藤 正 隆	2-7658	三 村 城 内
22	島 角 純 裕	2-5331	守 横	50	片 岡 と し	2-7811	三 村
23	飯 塚 彦三郎	2-2645	〃	51	浅 野 茂	2-7352	三 村
24	幕 内 藤 栄	2-4827	幸 町	52	小坂部 延四郎	2-9663	関 川
25	曾根田 俊 雄	2-3289	守 木	53	飯 田 武	2-9457	〃
26	鬼 沢 く に	2-2403	富 田	54	鈴 木 は つ	2-9387	〃
27	福 田 安 義	3-4641	貝 地	55	小松崎 松 之	2-9242	〃
28	永 田 道 子	2-3708	茨 木				

善 意

次の方々から善意銀行へ預託がありました。
今後とも、みなさんのあたたかいご協力をお願いいたします。

○一千元

山口作之進 富田町

○衣類十六点

小島こう 泉町

○二万六千九百三十三円

村山東一 中町

○一万二千二百二十五円

ほか品物数点

○五万円

井坂進 笠間市

○二千元

吉田香代子(九才)

○二百二十五円

龜山 実 東京都

●歳末助け合い募金

十二月末現在、次の方々からあたたかい寄付がありました。

社会福祉協議会では、これらの

尊い寄付をねたきり老人や在宅肢

体不自由児をはじめ、当市に関係

のある各施設の入所者等に届け、

たいへんよろこばれています。

今後ともみなさんのあたたかい

善意をお願いいたします。

○一万円(十二月五日受付)

○五万円(十二月十八日受付)

石岡ライオンズクラブ

(代表 芹沢雄二)

○五千元

駒場ユキ (元真地)

○九百八十五円

湯沢志ん (中町)

○五千七百七十円

ビクトリーボーリングクラブ

(代表 鈴木嘉市)

○七千五百円

匿名 (市役所内)

○三千元

石岡婦人会

大久保かね

○一万円

塚原治雄 (小川道)

○衣類五点

稲見 弘

○衣類四十点

大和町婦人会

(代表 佐藤秀子)

○衣類三十点

石岡市農協婦人部

(代表 小野間テル)

お知らせ

老齡年金受給者のみなさん 『現況届』の提出をお忘れなく

国民年金の老齡年金(通算老齡年金も含みます)を受けている方は、毎年二月十五日までに「国民年金受給権者現況届」を提出することになっております。

この届は、受給者が年金を引き続いて受けるために生存などについて確認をする大切な届です。

もし、期日までに提出されないと、年金を引き続いて支払っていかどうか判断がつかまないので、その年の六月支払分から現況届が提出されるまでの間、一時支払いが差し止められます。

現況届の用紙(ハガキ)は、一月十五日頃までに社会保険庁から受給者あてに送付されますので、つきしだい、必要事項を記入し、市長の証明を受けてから、社会保険庁業務課(千一六八 東京都杉並区高井戸西三〇五二二十四)へ提出してください。

なお、昨年の二月十六日以後に年金を受けることになった方や、支給の停止が解除された方は、今年に現況届を提出する必要があります。詳しいことは、市役所年金係(六番窓口)にご相談してください。

住民税の申告は

三月十五日までに……………

今年も、住民税の申告時期になりました。

正しい課税は、正しい申告によって行なわれます。

申告は、二月十七日から三月十五日までの期間、市役所課税課(五番窓口)で受付けております。

なお、部落の皆さんには、係の市職員が各部落へ直接出向いて相談、受付けを行ないますので、その時に申告してください。

※申告を

しなければならぬ人

昭和五十年一月一日現在、市内に住んでいた方で、次のような場合には申告しなければなりません。

(一) 昭和四十九年中に、営業、農業、配当、不動産(地代、家賃

等)、譲渡など各種の所得(利子所得は除く)のあった場合。

(二) 給与所得者で次のような場合。

イ、給与所得のほか、地代、家賃、配当、原稿料、退職金などの給与以外の所得があった場合。

ロ、給与所得だけの方でも、事業主が市へ「給与支払い報告書」を提出しない場合。

ハ、雑損控除および医療費控除を受けようとする場合。

なお、所得税の確定申告をした方は、申告しなくてもよいことになっております。

住民税の申告などについて、詳しくは、市役所課税課市民税係(五番窓口)へご相談ください。

国民年金保険料が今月から一カ月一、一〇〇円に

なりました

これは改正によって年金制度が充実したり、スライド制の実施で提出の年金額がアップされたことや毎年年金を受ける人たちが増えていることなどで、どうしても引上げざるを得ないのですが、保険料がアップされたからといって滞

納しないように、納期限には必ず納めるようにしてください。

どうしても困難な方は、免除制度もありますので、市役所年金係(一階六番窓口)に相談してください。

あなたは保険料の納め忘れはありませんか?

↓古い未納分も特別に納められる特別期間実施中(期限は昭和五十年十二月末日まで)となつていきますので、納め忘れの保険料がありましたら、今すぐ年金係に相談して必ず納めてください。

この場合の保険料は、従来のとおり一ヶ月九〇〇円です。

● 国民年金では、年令によって保険料を納める期間がきまつていて(普通二十五年以上)、この期間に一ヶ月でも納め忘れがあると、将来年金が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

今なら、二年以上経過した古い保険料でも、さかのぼって納められます。

おくやみ

十一月届出

宮下	足立	六二
元真地	酒井	六五
中	湯澤	七五
若松	久保田	八二
国分	増澤	七一
木間塚	石塚	二四
泉	嶋	二二
仲之内	鈴木	六二
守横	横田	七二
富田	塚田	八二
貝地	宮内	五二
大谷津	駒田	八三
新池台	惣野代	一五
正上内	関	三七
鹿ノ子	生田目	四二
東田中	吉川	四七
東大橋	高安	二
三村	菊地	五八
平塚	久米	八六
太田	佐一郎	六三
塚散四郎	茂	六八



一月	市県民税
二月	国民健康保険税
国民年金	
固定資産税	
都市計画税	